

# 所管事務調査等報告書

令和4年1月7日

都城市議会

## 目 次

- 1 総務委員会・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 文教厚生委員会・・・・・・・・・・・・ P 16
- 3 建設委員会・・・・・・・・・・・・・・ P 22
- 4 産業経済委員会・・・・・・・・・・・・ P 32
- 5 広報広聴委員会・・・・・・・・・・・・ P 39

令和3年12月13日

都城市議会  
議長 江内谷 満義 様

総務委員会  
委員長 山内 いっとく

## 総務委員会報告書

令和2年第2回都城市議会定例会において、閉会中も継続して調査するものとして申し出た事件について、その調査結果を会議規則第109条の規定により、下記の通り報告します。

### 記

#### 1 調査事項

##### (1) 議会ICTの推進について

#### 2 本市における現状及び課題等について

##### (1) 議会ICTの推進について

本市では、平成31年度から行政側においてタブレット端末を活用した会議システムを導入している。議会としても、タブレット端末導入による議会ICT化の必要性を長年議論しており、平成31年2月25日には、タブレット端末及び電子会議システム導入市民利益に資するものとして、令和2年度の導入を目標とする調査結果を取りまとめ議長へ報告した。

しかしながら、導入に向けた課題が残っていたため、令和2年度の導入は見送られることとなり、引き続き総務委員会にて調査・研究を行うこととなった。

残された課題は、大きく次の3点である。

- ・タブレット端末を庁舎外に持ち出して使用する際の使用範囲の明確化
- ・運用面での調整
- ・予算額の再調整

これらの課題を踏まえ、令和2年3月11日に開催された全員協議会において、庁舎外への持ち出しを前提としたタブレット端末の導入に向けて取り組むことを議会の総意として確認した。

### 3 調査の経過

開催日	活動	内容
令和2年 3月11日	総務委員会 (委員間討議)	○閉会中の所管事務調査申出について ・「議会ICTの推進について」調査・研究を進めることを確認
令和2年 3月18日	全員協議会説明	○導入にあたっての整理すべき課題の確認 ① タブレット端末使用範囲の明確化 ② 運用面での調整 ③ 予算額の再調整 ○持出しを前提として導入することを、議会の総意として確認
令和2年 4月16日	総務委員会 (委員間討議)	○整理すべき課題の検討について ・検討の必要性を確認 ・導入時期について、令和3年度の導入に向けて検討を進めることを確認
令和2年 5月8日	総務委員会 (委員間討議)	○整理すべき課題の検討について ・導入アプリの検討 ① 電子会議システム「moreNOTE」 ② Office 編集ソフト ③ i-フィルター ・導入端末機 iPad Pro 12.9 インチ ・通信容量 10GB ○主要事業計画の提出について
令和2年 6月12日	総務委員会 (委員間討議)	○主要事業査定の状況について
令和2年 6月23日	総務委員会 (委員間討議)	○今後の進め方について ・新型コロナウイルス感染症対策への予算配分を考慮し、令和4年度導入を目指すことに変更 ○整理すべき課題に対する意見について ・通信容量10GBの必要性 ・Office 編集機能の必要性 ・運用基準等の内規の整理
令和2年 7月28日	総務委員会 (委員間討議)	○「持ち出し、使用範囲の事例」について ・細分化された項目を1つずつ検討

令和2年 8月26日	総務委員会 (委員間討議) (研修)	○「持ち出し、使用範囲の事例」の確認 ○タブレット端末の操作研修 ・端末の基本操作 ・「moreNOTE」の機能について ・iPadの機能について ・質疑
令和2年 10月5日	総務委員会 (委員間討議) (研修)	○タブレット端末及び「moreNOTE」の操作 研修(無料トライアル) ・カレンダー表示 ・画面同期 ・2画面表示 ・手書き機能 ・しおり機能 ・文書管理機能 ・セキュリティ機能 ・その他
令和2年 10月23日	総務委員会 (委員間討議)	○10月5日に引き続き、タブレット端末及 び「moreNOTE」の操作研修(無料トライア ル) ○今後の協議の進め方の確認 ・公務と政務の区別と、公費負担と政務 活動費負担の関係性の検討
令和2年 11月24日	総務委員会 (委員間討議)	○執行部との協議の経過について ○整理すべき課題の再確認について ○導入イメージ(案)について ○整理すべき課題回答(案)について ○議会活動(公務)(政務)について ○執行部関係各課等への質問事項(案)に ついて
令和2年 12月11日	総務委員会 (委員間討議)	○電子会議システム導入事業(案)執行部 協議の進捗状況について ○「整理すべき課題」回答書について ○「moreNOTE」とiPadの操作研修(模擬委 員会審査)

令和3年 2月16日	総務委員会 (委員間討議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○執行部との協議経過について</li> <li>○執行部からの提案内容(案)を踏まえ、次の内容を協議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・端末の持ち出しについて</li> <li>・電子会議システムによる執行部端末との画面同期につて</li> <li>・導入費用の公費負担について</li> <li>・導入目的をペーパーレス化に特化することについて</li> <li>・端末の使用範囲について(ペーパーレス化に資する機能のみ)</li> <li>・導入方法(購入・リース)について</li> <li>・機種について(iPad Pro 12.9インチ)</li> <li>・導入する電子会議システム最終決定(moreNOTE)</li> </ul> </li> </ul>
令和3年 5月12日	総務委員会 (委員間討議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○今後の予算要求に向けた議会内協議の進め方について</li> <li>○端末の機種等について(確認)</li> <li>○端末の使用範囲について(確認)</li> <li>○端末の使用基準(案)について</li> </ul>
令和3年 8月4日	行政視察 (茨城県 取手市議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○オンライン視察 <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県取手市議会による『議会のICT化・オンライン化～「デモテック」の取組』について</li> </ul> </li> </ul>
令和3年 9月16日	総務委員会 (委員間討議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議会用タブレット端末・電子会議システム導入事業の進捗状況について</li> <li>○端末の使用基準(案)について</li> <li>○所管事務調査報告書の作成について</li> </ul>
令和3年 9月27日	総務委員会 (委員間討議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○端末の使用基準(案)の最終確認</li> </ul>
令和3年 11月18日	総務委員会 (委員間討議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所管事務調査報告書の作成について</li> <li>○端末の使用基準(案)の最終確認</li> <li>○「オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書」の提案について検討</li> </ul>

## 4 調査の内容

### (1) 議会ICTの推進について

#### ア 議会用タブレット端末及び電子会議システムの導入について

(ア) 議会・議員活動全般で幅広く活用することを前提とした調査・研究  
次の内容について調査・研究を行った。

- a 整理すべき課題の検討
- b 仕様についての検討
- c タブレット端末及び電子会議システム導入に係る経費（案）
- d 都城市議会におけるタブレット端末使用基準（案）
- e 導入効果の検討
- f 他市の状況調査
- g 使用範囲及び持出し範囲の検討
- h 政務活動費を活用しての導入検討（案）
- i 段階的な導入検討（案）
- j 執行部関係各課等への質問事項

#### (イ) 導入目的を「議会のペーパーレス化」に限定した調査・研究

整理すべき課題の整理及び上記（ア）の調査・研究の結果、導入の目的を「議会のペーパーレス化」に絞ることとし、再度、調査・研究を行い、次のとおり方向性を決定した。

##### a 目的について

タブレット端末及び電子会議システムの導入による「議会のペーパーレス化」推進

##### b 使用範囲について

議会公務と政務について次の表のとおり整理し、使用は議会公務の範囲内とする。

○ 公務
• 本会議
• 常任委員会、特別委員会
• 議会運営委員会
• 全員協議会等
• 調査研究(行政視察、管内調査)
• 研修(事務局主催等)
• 議員への通知・資料提供

× 政務
• 政務活動(会派・個人が行なう調査研究、活動報告会等)
• 冠婚葬祭
• 政党活動
• 選挙活動
• 議員個人の私的活動

##### c 使用基準について

別紙1のとおり案を取りまとめた。主な規定の概要は次のとおり。

##### (a) 端末の使用範囲

##### (b) 遵守・禁止事項（他人への譲渡・貸与禁止、情報漏洩防止等）

d 事業内容について

(a) タブレット端末の機種

紙から移行しても違和感のない視認性と執行部端末との同期のしやすさを重視するとともに、庁舎外でも通信ができるよう、「iPad Pro 12.9インチ（A4版サイズ）Wi-Fi+セルラーモデル」とする。

(b) 通信環境

議事堂にWi-Fi設備を整備するとともに、庁舎外の通信は、SIMデータプラン（5GB）を契約して対応する。

e 主な効果について

(a) 会議運営の円滑化（効率的・効果的運営）

(b) 情報の共有と文書管理の効率化（スケジュールの共有、情報伝達の迅速化等）

(c) 印刷経費の削減（環境負荷の低減）

(d) 職員の事務負担軽減（執行部、議会事務局）



<費用対効果試算(累計)>

	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目
事業費(A)	12,227,052円	14,285,764円	16,344,476円	18,403,188円	20,461,900円
削減額(B)	4,626,477円	9,252,954円	13,879,431円	18,505,908円	23,132,385円
削減効果(A)-(B)	7,600,575円	5,032,810円	2,465,045円	▲102,720円	▲2,670,485円

f 付随する効果について

会議におけるカラー資料での審議、検索機能を利用して過去の資料を活用した議論も可能となることで、会議の質的向上が図られ、議会機能の強化に繋がる。

イ 『議会のICT化・オンライン化～「デモテック」の取組』について  
(行政視察：茨城県取手市議会)

(ア) 議会ICT化のメリット～タブレット端末の有効活用について～

a 会議での活用

(a) ペーパーレス化（大前提であり、これだけではもったいない。）

(b) Zoom会議の積極活用（参集による密を避ける。）

- ・まず、市議会の「感染症対策会議」で活用
- ・提出予定議案の事前説明（審査時の説明省略）
- ・委員会審査（最終的に採決まで可能とした。）



- b 現地視察（行政視察）への活用  
事務局職員や担当課職員のみ現地、議員は自宅や会議室でタブレットを使ってオンラインで映像の確認が可能
- c 災害対応への活用
  - (a) タブレットを用いた災害想定訓練の実施
  - (b) Z o o m会議を有事に積極活用する体制を確立
- d 広報・広聴活動への活用  
市民（市P連や医療関係者）との意見交換会をZ o o mで実施
- (イ) オンライン議会実現へ向けての取組経緯
  - a 第1段：議会基本条例を改正  
情報通信技術（I C T）を積極的に活用していく理念を規定
  - b 第2段：オンライン委員会を実施可能にする例規改正  
「災害時」「感染症まん延時」にオンライン委員会の招集・出席を可能とするため、委員会条例と会議規則を改正
  - c 第3段：オンライン委員会での「採決」も可能にする例規改正  
オンライン委員会の際、電子会議システム（サイドブックス）の表決システムを用いて議案等の採決が可能となるよう会議規則改正
  - d 国に対するアプローチ  
令和2年6月に、「オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書」を本会議で可決し、国に提出
- (ウ) 「デモテック宣言」について
  - a 「デモテック」＝デモクラシー×テクノロジーの造語  
(早稲田大学マニフェスト研究所作)
  - b 早稲田大学、一般社団法人地域経営推進センター、東京インタープレイ(株)（電子会議システム「サイドブックス」開発企業）、取手市議会・同事務局の4者で連携協定を締結
  - c 「デモテック戦略」の目的
    - (a) 議会でI C Tを公式導入する際の課題とその解決策を見出し、他の自治体でそのまま使用できるパッケージ化を確立
    - (b) 議会には「住民」が含まれており、オンライン技術を用いて、その「住民」の関心を向上させ、議会への住民参加を促進させる。

## 5 委員会としての意見

### (1) 議会のI C Tの推進について

#### ア 議会用タブレット端末及び電子会議システムの導入について

議会用タブレット端末及び電子会議システムの導入により見込まれる効果検証の結果、議会関連資料を電子化し「ペーパーレス化」を推進するこ

とで、用紙代や印刷費等の削減と、関連資料提供までの時間短縮、執行部及び議会事務局職員の事務負担、ひいては労務費の軽減、議事運営の効率化を図ることができることを再確認したところである。

また、会議中や市民と接する場においても、その蓄積されたデータ等を利活用し、具体的で正確な数値や資料等に基づく議論や説明が行えるようになる。さらに、今回の調査・研究の核になった「議会関連情報の共有と文書保存や管理の効率化」が図られることで、印刷に係る経費と業務量の軽減、電気代等の経費削減にも寄与する取組については、結果として大幅なコストダウンにより、市民から頂いた大切な市税を有効活用することで市民サービスの向上に繋がるものと確信する。

以上の理由から、本委員会では、議会用タブレット端末及び電子会議システムの導入を提案し、令和4年度の導入を目標として、事業計画書の提出に至った。併せて、使用基準及び使用の範囲については、タブレット端末の導入と同時に有効な運用が可能となるよう調査・研究を進め、精査を重ねた結果、使用基準（案）を別紙1のとおり取りまとめた。

なお、議会用タブレット端末及び電子会議システムの導入にあたっては、執行部と議会が一体となって取り組み、行政効率の向上と議会機能の強化を図っていくことで、市民の利益に大きく資する取組となるということを再確認したところである。

## イ 『議会のICT化・オンライン化～「デモテック」の取組』について

今般の新型コロナウイルス感染症の全世界的な拡大は、日本の社会システムに大きな影響を与えた。今までの常識に囚われない、新しい生活様式やワーケーション、在宅でのリモート会議等、新しい働き方も今後、拡大していくことは明白であり、ウィズコロナの時代を見越した議会運営、行政の在り方が問われてきている。

このような中、取手市議会では、様々な機関と連携し、「デモテック」という新たな概念を掲げ、議会用タブレット端末及び電子会議システムの導入に合わせ、インターネットによる最新のリモート技術を活用した「オンライン議会」の実現に向けた取組を急速に進めている。

すでに委員会の審査や現地調査をオンライン形式で実施するとともに、オンライン形式による本会議の実現のハードルとなっている地方自治法の改正を実現すべく、国に対し「オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書（別紙2参照）」を提出するなど積極的な活動も行っている。

取手市議会の実績を見るに、「オンライン議会」は、感染症対策のみならず、災害等を含めたあらゆる有事の際に、二元代表制の一翼を担う議決機関としての機能を維持するための取組として非常に有効と考える。

今回の調査を踏まえ、本委員会としても、議会ICT化をさらに強力に進めていく必要性を再認識したところであり、その中でも、「オンライン議会」は、今後、重要事項として積極的に調査・研究を行い、まずは委員会審査のオンライン化の実現に向けたロードマップの作成など具体的な取組に繋げていくことが必要と考える。

また、「オンライン本会議」の実現には、地方自治法の改正が必要となるため、地方から国を動かすという大きな「うねり」を作り出すことが重要と考える。全国的に見ても、複数の地方議会が「オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書」を国に提出しており、本市議会としても、先行する地方議会に倣い、同意見書の提出について検討すべきと考えることから、参考として早稲田大学マニフェスト研究所が提言した同意見書の素案を添付する。(別紙3参照)

## 都城市議会におけるタブレット端末機使用基準（案）

### 1 趣旨

この基準は、都城市議会（以下、「議会」という。）における電子会議システム用タブレット端末機（以下、「端末機」という。）の適正な使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

この基準における用語の定義は、別表の定めるところによる。

### 3 端末機の使用者

端末機を使用することができる者は、都城市議会議員（以下、「議員」という。）及び都城市議会議長（以下、「議長」という。）が許可した者とする。

### 4 端末機の貸与

議長は、議会において開催される会議等の効率的な運営に供するため、議員に端末機を無償で貸与するものとする。

### 5 端末機の管理及び設定

- (1) 議会事務局で一元管理するものとし、端末機を使用するための設定は議会事務局が行う。
- (2) 議員は、(1) の設定を変更してはならない。

### 6 電子会議システムの使用者

- (1) 電子会議システムを使用することができる者は、議員及び都城市職員（以下、「職員」という。）並びに議長が許可した者とする。
- (2) 議長は、電子会議システムの使用者に電子会議システムを使用するためのアカウントIDとパスワードを付与するものとする。
- (3) 議長及び電子会議システムの使用者は、会議用システムに接続するために用いるパスワードを他人に漏えいしないよう対策を講じなければならない。

### 7 端末機の使用範囲

端末機の使用範囲については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電子会議システムを使用した資料及び文書の閲覧
- (2) インターネットの閲覧
  - ア 市ホームページの閲覧
  - イ 会議録検索システムの閲覧

## 8 遵守事項

- (1) 議員は、端末機を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- (2) 議員は、端末機の使用権限がなくなったときは、端末機を直ちに議長に返却しなければならない。
- (3) 議員は、端末機の盗難、紛失及び破損等の事故が生じた場合は、速やかに議長に報告しなければならない。
- (4) 議員は、端末機を善良な管理者の注意をもって取扱い、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 端末機の使用に当たっては、適切なアカウントID・パスワード管理等による認証設定を行い、第三者に不正利用されないようにするとともに、アカウントID・パスワード等の流出防止等に努めること。

イ データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めること。

ウ 個人情報の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握するとともに、議長に報告し、必要な措置を講じること。

エ インターネット等のデータ通信については、定められた通信量の使用範囲を適切に守り、会議の運営に支障をきたすことがないようにすること。

オ 会議には、端末機のバッテリーを十分に充電した状態で臨み、会議の運営に支障をきたすことがないようにすること。

## 9 端末機の取扱いに関する禁止事項

端末機の取扱いに当たって、議員は、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 端末機（ソフトを含む）の改造及び交換
- (2) 新たなアプリケーションソフトウェアの追加
- (3) 個人情報並びに市議会及び市において公開されていない情報の開示
- (4) 7の(2)で規定されたインターネットサイト以外のサイトの閲覧
- (5) 前各号に掲げるもののほか、他者の迷惑になる行為
- (6) その他議長が定めたこと

## 10 会議中の禁止事項

会議中に端末機を使用する場合には、次に掲げる事項については、これを禁止するものとする。

- (1) 当該会議の目的以外での使用
- (2) 音声や操作音を発するなど、会議の運営上支障となる行為
- (3) 会議で扱う情報の外部への発信
- (4) 会議の撮影、録音及び録画
- (5) 写真及び動画の視聴
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他者の迷惑になる行為
- (7) その他議長が定めたこと

#### 11 違反行為に対する措置

議員が、8から10に掲げる規定に違反したときは、議長から注意を与えるものとする。この場合において、再度の注意によっても違反が改められない場合は、議長は、端末機の貸与を取り消し、又はその使用停止を命ずることができる。ただし、会議に使用する場合に限り、当該議員に対し、返却された端末機を一時的に貸与することができる。

#### 12 電子会議システムにアップロードする資料

- (1) 資料は、会議等の開催前に議会事務局及び執行部において、電子データで電子会議システムにアップロードする。
- (2) 電子会議システムにアップロードする資料の種類は、会議等名、年(元号)、日付ごとに区分する。
- (3) 会議中は、議員は電子会議システムにアップロードされた資料を閲覧するものとし、紙媒体の資料を配布しないものとする。ただし、議長又は会議の長が必要と認めるときは、この限りではない。
- (4) その他、資料の取扱いに疑義が生じる場合は、議長又は会議の長が適宜定める。

#### 13 データの保管

電子会議システム内にデータを保管する期間は、最長4年間とする。ただし、必要に応じ、議長の判断で期間の短縮及び延長ができるものとする。

#### 14 求償権の行使

端末機の破損、故障又は紛失(以下、「破損」という。)により有償の措置が必要となった場合であって、その原因が議員の故意又は重大な過失に基づく場合は、原状回復に要した費用につき、議員に対して求償権を行使することができる。

#### 15 その他

- (1) この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に議長が定める。
- (2) この基準は、議会運営委員会において、適宜見直すものとする。

#### 附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表

用語	用語の定義
会議	都城市議会において開催される次の会議 (1) 本会議 (2) 常任委員会 (3) 特別委員会 (4) 議会運営委員会 (5) 全員協議会 (6) 会派代表者会 (7) 議員立法審議会 (8) その他の会議
アプリケーションソフトウェア	コンピュータの利用者がコンピュータ上で実行したい作業を実施する機能を直接的に有するソフトウェア
電子会議システム	参加者が画面を同期して、紙を使わずに資料を閲覧しながら会議を行なうためのアプリケーションソフトウェアとサーバを一体化させたシステム
端末機	電子会議システムを使用するためのタブレット端末機
アップロード	ネットワークを通じて、データをサーバに送信すること
アカウント	ネットワークやコンピュータなどを利用するのに必要な権利
I D	1人ひとりの利用者を区別して割り振る符号

## 別紙 2

### オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書

本市議会においては、平成30年6月、「情報通信技術の整備によって、議場以外での議会審議の出席・参加が可能となるような招集・応招・出欠席の定義を国として調査研究し、地方公共団体議会に示すこと。」を求める、「誰もが政治参画しやすい社会をめざし実効性ある法整備を求める意見書」を全員賛成により可決し、内閣総理大臣はじめ関係機関に送付したところである。

また、今般の新型コロナウイルス感染症対策に関しては、「取手市議会感染症対策会議」を設置し、集中的に二元代表の一翼である「議会」として活動するとともに、感染拡大防止の観点から、人が集まる上記会議は全てオンライン会議の手法を用いて開催し、本会議や委員会の時間をできる限りの短縮を図るため、現行法の下で許される範囲の中でオンライン会議の方法を駆使し、感染拡大防止に努めつつ、議会の権能と責務を果たしているところである。

今後、相当数の議員が隔離された場合においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が、現実のものとして想定されている。定足数を満たす人数の議員が議場（招集場所）に参集出来ない状態でも、議案審議、表決などの議会運営方法が確立されていなければ、首長の専決処分を漫然と許すこととなり、議会不要論が増幅することは想像に難くない。

また、少子高齢化社会が到来する中で、育児や介護で容易に外出できない議員でも職責が果たせるよう、自宅から議案審議、表決に参画できる手段が、議員の多様性確保の観点からも求められる。

世界的にも昨今の情報通信技術の発展とともに、既に英国議会ではオンライン議会を実用化している。しかしながら、我が国においては、地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念は、現に議場にいることと解されているため、オンライン会議による本会議運営は現行法上困難とされている。

一方で、総務省は令和2年4月30日付、総行第117号で、委員会運営については地方議会における意思決定によってオンライン化は可能との見解を発出したが、本会議でのオンライン化ができなければ議会運営上の利点は限られる。

また、議会の意思形成過程である委員会審議においてオンライン化の有用性を認識しながら、本会議における導入を否定するところに合理性はない。

よって、国においては、非常時には地方議会の判断で、本会議運営をオンライン会議などの手段による遠隔審議・議決を可能とするよう、地方自治法の改正を強く要請する。

### 記

- 1 地方議会における本会議の開催が、情報通信技術による仮想空間での議会審議への参加、表決の意思表示によっても可能となるよう、議事堂への参集または議場への出席が困難な場合には、会議規則により参集場所または出席場所の複数指定や変更ができる旨を地方自治法において明文化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2年 6月12日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣



### 別紙3

#### オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書(案)

今般の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、相当数の議員が隔離された場合においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が、現実のものとして想定されている。

定足数を満たす人数の議員が議場（招集場所）に参集出来ない状態でも、議案審議、表決などの議会運営方法が確立されていなければ、首長の専決処分を漫然と許すこととなり、議会不要論が増幅することは想像に難くない。

世界的にも昨今の情報通信技術の発展とともに、既に英国議会ではオンライン議会を実用化している。

しかしながら我が国においては、地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念は、現に議場にいることと解されているため、オンライン会議による本会議運営は現行法上困難とされている。

一方で、総務省は令和2年4月30日付総行第117号で、委員会運営については地方議会における意思決定によってオンライン化は可能との見解を發出したが、本会議でのオンライン化ができなければ議会運営上の利点は限られる。

また、議会の意思形成過程である委員会審議においてオンライン化の有用性を認識しながら、本会議における導入を否定するところに合理性はない。

よって、国においては、非常時には地方議会の判断で、本会議運営をオンライン会議などの手段による遠隔審議・議決を可能とする、下記の主旨で地方自治法を改正するよう強く要請する。

#### 記

- 1 地方議会における本会議の開催が、情報通信技術による仮想空間での議会審議への参加、表決の意思表示によっても可能となるよう、議事堂への参集または議場への出席が困難な場合には、会議規則により参集場所または出席場所の複数指定や変更ができる旨を地方自治法において明文化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

令和 年 月 日

令和3年12月13日

都城市議会  
議長 江内谷 満義 様

文教厚生委員会  
委員長 別府 英樹

### 文教厚生委員会報告書

令和2年第2回都城市議会定例会及び令和2年第5回都城市議会定例会において、閉会中も継続して調査するものとして申し出た事件について、その調査結果等を会議規則第109条の規定により、下記の通り報告します。

#### 1 調査事項

- (1) 保育所等に入所できない空き待ち児童の解消に向けた取り組みについて
- (2) 健康寿命の延伸に向けた取り組みについて
- (3) 子どもの学力向上対策に向けた取り組みについて
- (4) 小・中学校の運営に係る新型コロナウイルス感染症対策について
- (5) 市民の生活に係る新型コロナウイルス感染症対策について

#### 2 本市における現状及び課題等について

- (1) 保育所等に入所できない空き待ち児童の解消に向けた取り組みについて

##### ア 現状

女性の社会進出等に伴う構造変化によって未就学児人口は減少しているものの、教育・保育を受ける児童は増加し、自宅で過ごす児童は減少している。

3号認定（0歳から2歳）の空き待ち児童が多く、本市では小規模保育施設の認可や施設整備による利用定員の増加、幼稚園からの認定こども園の認可・認定の推進等に取り組んでいる。

##### イ 課題

市全体としては、待機児童はいないが、希望するところに入所、入園できない空き待ち児童については、いろいろな要因があり現在も解決できていない。

- (2) 健康寿命の延伸に向けた取り組みについて

##### ア 現状

県立看護大学と連携しながら住民主体による筋力体操（こけないからだづくり講座）を各自治公民館で週1回程度実施している。体力測定の結果では、9ヶ月以上参加することで10歳分若い世代と同程度までの運動機能の改善の効果が出ている。

また、糖尿病性腎症の早期発見を目的に尿中微量アルブミン検査の費用を助成したり、がん検診事業等にも取り組んでいる。

#### イ 課題

コロナ禍によりこけないからだづくり講座を休止せざるを得ない事態が続き、なかなか以前のような実施に戻れなかったり、各自治公民館での参加者の伸び悩みがある。がん検診事業については、受診率の向上が課題である。

### (3) 子どもの学力向上対策に向けた取り組みについて

#### ア 現状

全教室に空調設備を導入して学習環境を改善したり、算数少人数指導の導入、児童生徒一人一台配布するノートパソコン等を活用したりして学力向上に資する取り組みを行っている。

#### イ 課題

学習指導については指導者の質が重要であるため、選考や研修を通して質の向上を図っているが、会計年度任用講師では系統立てた研修等が難しく、研修の充実が課題である。

### (4) 小・中学校の運営に係る新型コロナウイルス感染症対策について

#### ア 現状

小・中学校においては新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿って対策を講じている。

#### イ 課題

新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの実効性が課題である。

### (5) 市民の生活に係る新型コロナウイルス感染症対策について

#### ア 現状

国・県・市が示す指針に沿って、個人や事業所レベルでの対策が行われているものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は第5波に及んでいる。また、徹底的な感染症対策をもってしてもなお感染が確認されるなど、度重なる緊急事態宣言や休業要請等により市民生活は疲弊し、終息のみえない状況が感染症対策へのモチベーションの低下にも繋がっている。

#### イ 課題

感染対策に有効な手立てが確立しておらず、個人や事業所等に頼った対策では取組に温度差がみられるため、実効性や継続性が担保できる感染症対策の確立が求められる。

## 3 調査の経過

開催日	活動	内容
令和2年 2月25日	委員会 (委員間討議)	閉会中の所管事務調査に向けた今後の流れについて

令和2年 3月10日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査について
令和2年 3月11日	委員会 (委員間討議)	閉会中の所管事務調査の進め方について
令和2年 6月12日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査について
令和2年 7月3日	委員会 (執行部聴取)	「保育所等に入所できない空き待ち児童の解消について」(福祉部保育課) 「子どもの学力向上対策について」(教育委員会学校教育課)
令和2年 7月27日	管内視察 (中止)	「子どもの学力向上対策について」 空調施設整備に伴う学習環境の状況確認(南小学校)
令和2年 9月16日	委員会 (委員間討議)	行政視察について 閉会中の所管事務調査について
令和2年 9月25日	委員会 (委員間討議)	今後の所管事務調査について 閉会中の所管事務継続調査申出について
令和2年 12月11日	委員会 (委員間討議)	今後の所管事務調査について
令和3年 2月18日	管内視察	「子どもの学力向上対策について」 ICTを活用した授業と空調設備の運用状況確認 「小・中学校の運営に係る新型コロナウイルス感染症対策について」 学校現場の新型コロナウイルス感染症対策の取り組み確認(南小学校)
令和3年 3月15日	委員会 (委員間討議)	今後の所管事務調査について
令和3年 6月18日	委員会 (委員間討議)	政策提言スケジュールと今後の所管事務調査について
令和3年 9月16日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査について 報告書について
令和3年 11月12日	行政視察 (オンライン)	「子どもの学力向上対策について」 「子ども電子図書館」について(北九州市)
令和3年 12月 日	委員会 (委員間討議)	報告書について

#### 4 調査の内容

##### (1) 保育所等に入所できない空き待ち児童の解消に向けた取り組みについて

「保育所等に入所できない空き待ち児童の解消について」（福祉部保育課）

###### ア 子ども・子育て支援新制度について

平成24年に子ども・子育て関連3法案が成立し、認定こども園、幼稚園、保育園の枠組みが明確になり、給付の考え方などが整理された。

###### イ 保育所・認定こども園等の利用について

1号認定の場合、施設に直接申し込み内定を受ける。2号・3号の場合は市に申請し、保育の必要性に基づき市が決定する。

###### ウ 空き待ち児童の現状について

3/31時点での空き待ち児童は、H28(122人)、H29(163人)、H30(113人)、R1(128人)である。3号認定の空き待ち児童が多い。

###### エ 空き待ち児童解消のための受け皿・保育士の確保とその他の取組について

3歳未満の受け皿として、小規模保育事業所の認可を進めたり、年次計画的に園舎の整備を行ってきたが、保育士の不足から利用定員を増やすことができず、空き待ち児童を減らせないことにつながっている。

##### (2) 健康寿命の延伸に向けた取り組みについて

調査未着手（意見聴取の相手方と実施に向けた調整がつかなかったため）

##### (3) 子どもの学力向上対策に向けた取り組みについて

###### ア 「子どもの学力向上対策について」（教育委員会学校教育課）

###### (ア) 長期の休業に伴う学習の遅れへの対応について

令和元年度末、令和2年度はじめに臨時休業となったのは、合計33日間であった。その間の学習内容を補うために必要な授業時間は平均72時間であったが、長期休業となった期間は、行事や学級活動が多く、教科の授業時間は少なかったため、教科の授業としては実質38時間であった。その遅れを取り戻すために、夏季休業の短縮、加配教員、スクールサポートスタッフの勤務時間の増加等を行った。

###### (イ) 習熟度別指導（算数少人数）推進事業について

学習のつまづきが多くなる小学校3年生及び4年生の時期において、クラスの人数が多い学級の人数を少人数に分けて、一つのクラスを担当が、もう一つのクラスを会計年度任用講師が受け持って、きめ細かな指導を行った。その結果、CRTテストは64%以上の学校で全国平均を上回った。

###### イ ICTを活用した授業と空調設備の運用状況確認（南小学校）

###### (ア) パソコンを使った授業参観

a 児童の様々な意見を前方のモニターに投影

b 児童の学習状況を見ながら、パソコンが「時間停滞」「正答率低」「順調」等、一覧にして教師用モニターに表示

c 児童が自分のパソコンのマイクに向かって英語で話すことによって、発音の判定、前回の発音との比較などを行う。

(イ) 空調設備の稼動状況について

a 空調の設定温度 27.5℃だったが、室温は 10.7℃～11.3℃程度であった。

b 当日は気温が低く、風も強かった。新型コロナウイルス感染症対策で窓が開けてあったため、室内はあまり暖かではなく、防寒具が必要であった。

ウ 「子ども電子図書館」について（北九州市）

(ア) 子ども電子図書館設立の目的

a 子どもの読書活動や学習機会の確保のため

b 小中学生に配置されるタブレット端末の活用のため

(イ) 電子図書館について

a 令和3年4月23日（子ども読書の日）に開設

b Web上にあるクラウド型の電子図書館に24時間、どこからでもアクセスでき、検索・貸出・返却・閲覧ができる。期限が来ると自動返却され、学習支援としてドリル等もある。

c 利用者の範囲は、北九州市に居住、通学、通勤している者で、大人の利用も可。

d 専用ID・パスワードが必要。

(ウ) 電子書籍について

蔵書は約2,000冊。貸出期間は回転数を重視し1週間以内。同時に3冊まで貸し出し可能。

(4) 小・中学校の運営に係る新型コロナウイルス感染症対策について

ア 都城市立小・中学校版感染症予防ガイドラインについて

38ページのガイドラインを作成し、必要に応じて更新（6/11で4回目）しながら、各学校に感染症予防、発生時の判断、偏見差別への対応等を周知徹底してきた。

イ 学校現場の新型コロナウイルス感染症対策の取り組み確認（南小学校）

(ア) 校舎内のいたる所に消毒液が置かれており、ポスターも掲示されていた。

(イ) 授業中も教師はコロナ感染に対する注意をいつも発しており、大声は出させず、対話も短時間で済ませていた。

(5) 市民の生活に係る新型コロナウイルス感染症対策について

調査未着手（新型コロナワクチン集団接種について、視察を調整後、全議員対象へ変更）

## 5 委員会としての意見

(1) 保育所等に入所できない空き待ち児童の解消に向けた取り組みについて

福祉部保育課の説明では、空き待ち児童が減少しないのは、保育士の配置基準が多い認定こども園が増え、そちらに保育士が流れてしまい、保育士の減った保育園、保育所の定員が減少したためという説明があった。今後は、認定こども園、保育園、保育所等に出向き、空き待ち児童の解消に向けた取り組みについてさらに調査を進めていく必要がある。

(2) 健康寿命の延伸に向けた取り組みについて  
調査未着手

(3) 子どもの学力向上対策に向けた取り組みについて

算数少人数指導を取り入れることで、学力の向上は期待できるのだが、指導する講師の質の確保が課題のようである。系統立てた研修体制や研修内容の充実に関してさらなる調査を行い、この課題をどのようにして克服するとよいのかについて対策をまとめられるようにすることが必要である。

全教室に空調設備を導入したことで、よりよい環境の中で学習できていることが分かった。

しかし、電気使用量の問題、一斉稼働したときには空調の能力が抑制される問題、雨天時の空気の入れ換えのための窓の開放などの課題を精査し、適切に対応する措置を講じる必要がある。

また、ノートパソコンを活用した学習については、1時間の授業の中での様々な活用法をまとめて見ることができ、実に幅広い活用ができることが分かった。このような活用の仕方について、研修等を通して市内の教職員に広く伝えていくため、45分の授業を「課題」から「まとめ」まで参観するなかで、授業のどの場面でどう使い、どうまとめにつなげるのかを精査する必要がある。

(4) 小・中学校の運営に係る新型コロナウイルス感染症対策について

国のガイドラインに基づいた都城市小・中学校版感染症予防ガイドラインに沿った対策を講じていることが、学校現場を参観することで分かった。今後予想される第6波に向け、ガイドラインの更新と学校内での情報共有、子ども達への指導等について油断することなく継続していく必要がある。

(5) 市民の生活に係る新型コロナウイルス感染症対策について  
調査未着手

令和3年12月14日

都城市議会  
議長 江内谷 満義 様

建設委員会  
委員長 神脇 清照

### 建設委員会報告書

令和2年第2回都城市議会定例会において、閉会中も継続して調査するものとして申し出た事件について、その調査結果を会議規則第109条の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 調査事項

- (1) 上水道の未整備地域の解消について
- (2) 浄水場の耐震化について
- (3) 簡易水道事業・御池簡易水道事業・農業集落排水事業のあり方について
- (4) 広域環状道路の整備促進について
- (5) 危険区域にある住宅の状況について

#### 2 本市における現状及び課題等について

- (1) 上水道の未整備地域の解消について

##### ア 上水道の整備の現状

本市の水道事業は昭和31年度に供用開始した。令和2年度末時点で、水道管の総延長は1,641,146.8m（配水管1,549,460.7m、送水管45,625.8m、導水管46,060.3m）となっている。上水道普及率は給水区域内人口に対し97.5%、行政区域内人口に対し92.3%となっている。

##### イ 上水道の整備の課題

上水道管について未布設の区間が存在している。



## (2) 浄水場の耐震化について

### ア 浄水場の現状

各浄水場等の取得後経過年数は、令和元年度末時点において、40～42年が4浄水場、53～56年が5浄水場、60年が1浄水場である。

### イ 浄水場の課題

本市の浄水場施設の耐震化率は令和元年度末時点で5.9%であり、全国平均32.6%と比べ極めて低く、地震等災害発生時における安定的な水の供給が危ぶまれている。また、大きな事業が重なっており、緊急性や耐震化事業費を勘案しながら、計画を練っていかなければならない。

## (3) 簡易水道事業・御池簡易水道事業・農業集落排水事業のあり方について

### ア 簡易水道事業

#### (ア) 簡易水道事業の現状

本市の簡易水道事業は16地区あり、山間部に点在した給水区域を対象にしている。今後15地区においては、水道事業に経営統合を行う方向で検討している。

#### (イ) 簡易水道事業の課題

給水区域が山間部に点在しているため、給水1件当たりの管路延長が長くなり多額の設備投資が必要となる。また、給水人口が少ないことから料金収入による経営は難しい。そのため一般会計からの繰入金で事業を運営している。

### イ 御池簡易水道事業

#### (ア) 御池簡易水道事業の現状

御池簡易水道事業は、国営開拓事業により昭和22年に創設され、平成16年度から本市の公営簡易水道として運営している。また、地理的・地形的条件等により、非常時において他の水道から給水を受けるバックアップ機能構築が困難な状況であるが、浄水施設及び配水池の耐震化は行われていないところである。

#### (イ) 御池簡易水道事業の課題

非常時に備えた、施設・管路等の耐震化の推進。

#### ウ 農業集落排水事業

##### (ア) 農業集落排水事業の現状

本市の農業集落排水事業は、平成 18 年度までに全ての建設を完了し、進捗率は 100%である。全 12 地区あるが、建設から 16～32 年経過している。また、接続率は令和 2 年 3 月末時点で 74.1%である。

##### (イ) 農業集落排水事業の課題

- a 未接続世帯への接続推進による接続率向上。
- b 施設老朽化に対する整備計画と財政運営。

#### (4) 広域環状道路の整備促進について

##### ア 都城盆地朝霧ロードの現状

都城盆地朝霧ロードは、本市を周回し、国道 10 号をはじめ国道 222 号等の主要幹線道路との連結により農畜産物の輸送の安定化・迅速化に大きな役割を果たしている道路である。しかし、梅北町払川地区・斧研地区の約 3 k m が未整備となっている状況である。

##### イ 都城盆地朝霧ロードの課題

梅北町払川地区・斧研地区の約 3 k m が未整備となっており、未整備区間は急激な幅員減少のため住宅地内での大型車両等の離合が困難で、交通事故等、生活道路としての安全が危惧されている。

#### (5) 危険区域にある住宅の状況について

##### ア 危険区域の現状

本市には、土砂災害警戒区域が 864 か所、土砂災害特別警戒区域が 736 か所指定されている。

##### イ 危険区域の課題

気象変動に起因する集中豪雨等で全国的に大規模な災害が発生しており、本市においても危険区域にある住宅が多数あるため、地滑り・山腹崩壊等の土砂災害に対する対策が必要である。

### 3 調査の経過

日程	活動	内容
令和2年 3月9日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査の内容について
令和2年 3月11日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査事項の決定
令和2年 6月12日	委員会審査	請願2第1号「都城盆地・朝霧ロードの未開通区間（払川地区・斧研地区）約3kmの早期整備促進に関する請願書」委員会審査
令和2年 8月4日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査について
令和2年 9月16日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査について
令和2年 12月11日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査について
令和3年 1月29日	勉強会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道の未整備地域の解消について</li> <li>・浄水場の耐震化について</li> <li>・簡易水道事業・御池簡易水道事業・農業集落排水事業のあり方について</li> </ul>
令和3年 3月12日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査について
令和3年 6月18日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査について
令和3年 7月21日	管内視察	危険区域にある住宅の状況について ・高崎町・山田町内にある土砂災害等の危険がある区域(11か所)
令和3年 9月16日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査報告書について
令和3年 12月9日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査報告書について

#### 4 調査の内容

##### (1) 上水道の未整備地域の解消について（勉強会 上下水道局）

- ア 管布設の整備状況については、管の布設時の土地利用状況にあわせて管整備を進めている。
- イ 未布設区間において、新たな給水取り出しが必要な場合は、随時対応している。
- ウ 水道管の布設位置については、地理情報システム（GIS）を活用し、上水道区域を把握している。
- エ 土地の高低差等の地理的条件や、水道管以外の埋設物があり新たな埋設物布設が難しい等の理由により未布設となっている区間についても、隣接する道路等から水道管を布設するなどして、給水取り出しを行っている状況であり、水道としては整っている状況である。

##### (2) 浄水場の耐震化について（勉強会 上下水道局）

###### ア 耐震化率について

###### (ア) 浄水場施設の耐震化率について

浄水場施設の耐震化率については、令和元年度実績値が 5.9%、令和 2 年度見込値が 6.2%となっている。

今後の目標値としては、令和 10 年度に 45.0%、令和 20 年度に 64.0% を目標としている。

###### (イ) 配水池施設の耐震化率について

配水池施設の耐震化率については、令和元年度実績値が 4.5%、令和 2 年度見込値が 4.5%となっている。

今後の目標値としては、令和 10 年度に 36.2%、令和 20 年度に 44.4% を目標としている。

###### イ 耐震化事業計画の概要（老朽化への対応）

現在、山田地域統廃合整備事業、高崎地域統廃合整備事業、川東浄水場更新工事等を実施しており、これらの事業により、老朽化している浄水場・配水池への対応、また、安定した水源確保や水量・水圧・容量不足の解消を行うものである。

(3) 簡易水道事業・御池簡易水道事業・農業集落排水事業のあり方について  
ア 簡易水道事業について（勉強会 上下水道局）

令和 12 年度までに水道事業に経営統合を行う予定であるが、統合により、現在と同規模の一般会計からの繰入金は見込めなくなる。建設投資に要した簡易水道事業債についても料金収入を財源に償還することとなり、それらの資産の減価償却費も発生することから純利益が減少することも予想されている。

イ 御池簡易水道事業について（勉強会 上下水道局）

御池簡易水道事業では、1つの浄水場（取得後経過年数 31 年）と、6つの配水池（取得後経過年数 16～43 年）を有しているが、今後 10 年間に法定耐用年数である 60 年を迎える施設はないところである。

管路施設については、今後更新時期を迎える管路が増加するため、漏水箇所を重点に管の更新及び耐震管への布設替え計画を進め、同様に今後老朽化していく管路についても管路更新、耐震化の整備を行う。

ウ 農業集落排水事業について（勉強会 上下水道局）

(ア) 推進活動について

訪問推進活動は、既存住宅で接続していない家庭に対し行っている。その際、市民からは高齢化や後継者がいないため接続を躊躇しているなどの声が聞かれる。

そのため推進活動では、金額面において、農業集落排水事業は使用水量に対して賦課されるため生活様式によって金額が変わり節水すれば安くなるが、合併処理浄化槽では維持管理費が発生するということを比較し説明している。

また、合併処理浄化槽はコンパクトな処理場を各家庭の中に入れていたような状態で、小さなものでも自動車 1 台分程の専有面積が必要となる。また、匂い等の苦情が出ることもあり、維持管理についても定期的な点検等がなされないと水質の悪いものが水路等に流れる恐れがある。農業集落排水であれば、パイプライン接続だけで済み、匂い等の心配もなく、維持管理についても定期点検等を行うため安心感があることを説明している。

(イ) 事業経営について

農業集落排水事業は、まず建設をしないと事業実施出来ない。そのため、初めに設備投資のため大きな負債が発生する。供用開始後に入っ

てくる使用料で負債を返済している。

(ウ) 機能診断調査及び最適整備構想について

本市の農業集落排水施設は建設から16～32年経過しており、施設の更新費用として今後40年間で24億円が必要となる試算になる。しかし、建設時期が集中しており更新時期が重なるため、現実的に不可能な状況であり、予算の平準化が必要である。

機能診断調査では、まず機器の劣化状況等を調査し、次に劣化要因の推定、その後、健全度の判定を行っている。また、この機能診断調査を基に、経済的な対策工事シナリオを作成し、全ての施設を総合的に平準化した整備計画である「最適整備構想」を策定することで予算の平準化を行い補助事業として実施可能にし、財政的な負担軽減へとつなげている。

(4) 広域環状道路の整備促進について（令和2年第4回定例会 委員会審査）

令和2年第4回定例会において、請願2第1号「都城盆地・朝霧ロードの未開通区間（払川地区・斧研地区）約3キロメートルの早期整備促進に関する請願書」が提出された。この請願は建設委員会に付託され、委員会審査を行った。

委員会では、請願の紹介議員に説明を求め、また、請願者を参考人として招致し、請願を提出するに至った経緯や趣旨等を確認した。また、執行部に質疑を行うとともに、現地の状況等を確認するため現地調査を行った。

紹介議員からは、都城盆地・朝霧ロードから未整備道路へ進入する場合の急激な幅員減少等の現地の状況や、早期整備の重要性等について説明があった。請願者からは、県道都城東環状線について、梅北インターチェンジ・金御岳インターチェンジ開通後の交通量の増大や大型車の頻回な往来により、通学生や地域住民の安全が危惧される状況であり、重大事故を防ぐため、都城盆地朝霧ロードの未開通区間の早期開通による交通の分散が必要であるなどの説明があった。執行部に対しては、今回の請願書提出に至るまで地元から行政への要望があったのか、また、今後の整備の実行性等について質疑があり、中郷地区自治公民館連絡協議会から過去八回ほど要望書が提出されていることや、広域的な観点より環状道路としての必要性は認識しているが、整備中のほかの路線の状況や都城志布志道路との供用後の交通状況など勘案しながら、緊急性・経済性などを踏まえ総合的に判断していくなどの説明があった。

(5) 危険区域にある住宅の状況について（管内視察）

本市には、土砂災害警戒区域が 864 か所、土砂災害特別警戒区域が 736 か所指定されている中で、11 か所の警戒区域等を視察し現状を確認した。

11 か所の区域では、土砂崩れ等の危険性を身近に感じる区域はなかったが、指定区域内に風倒木の処理後の山腹崩壊等の対策が不十分な箇所や、住宅の真上の巨大老木の倒木に起因する土砂崩れ等の危険性の高い区域もあった。また、急斜面の中腹が伐採された区域や、指定区域の上層地域に開墾された畑等があり、山腹崩壊や地滑り等の対策をする必要性が感じられた。

本市は過去に自然災害による人的被害が少なく、災害に対する危機感が薄く、危険区域からの移転等は過去 5 年間に除却 1 件・建設 1 件のみである。また、危険区域の住民は高齢者が多いのも、台風・大雨等で災害発生日予想時にも避難しない要因と考えられる。

## 5 委員会としての意見

(1) 上水道の未整備地域の解消について

関係機関において開発行為・建築許可等を出す際に連携して協議し、本管が無い、水を引くことができないということがないように、今後も継続して取り組むことが重要である。

(2) 浄水場の耐震化について

水の確保は市民の命に関わるものであり、地震等の災害発生時においても水を配水できる状況を維持することが重要である。

(3) 簡易水道事業・御池簡易水道事業・農業集落排水事業のあり方について

ア 簡易水道事業について

簡易水道事業と上水道事業の統合については、効率的な事業運営に努めながら、更なる経営の健全化に取り組むことが必要である。

イ 御池簡易水道事業について

御池簡易水道事業では、地域性から他の水道事業から給水を受ける連絡管等のバックアップ機能の強化は期待できないため、施設の長寿命化・耐震化を計画的に推し進め、また、効果的・効率的な施設の統廃合を検討することが重要である。

ウ 農業集落排水事業について

未接続世帯への接続を更に促していくことが必要である。

#### (4) 広域環状道路の整備促進について

令和2年第4回定例会において請願が提出されたことにより、建設委員会へ付託され、審査の結果、全会一致で採択となった。その後、本会議においても賛成多数により採択され、都城市議会会議規則第百四十一条の規定により、市長その他の関係機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することとなった。

その後、市当局から請願書に対する回答があり、「農用地総合整備事業の施策が平成15年度をもって終了しているため、広域農道としての整備は困難な状況であると考えます。本路線のネットワークとしては既存の道路を活用することなどが考えられる。未開通区間の整備については、延長が長く、測量設計や工事費等に多額の費用を要することから、事業期間が長期になると考えています。事業実施に当たっては、他事業とのバランスを取りながら実施していく必要があるとともに、補助事業等を活用できるよう国・県との協議を行いながら整備の可能性を判断していきたいと考えています。」と回答があった。

その後、紹介議員においては、令和2年9月1日、宮崎県知事に対しても要望書を提出している。

今後も、未開通区間の整備について検討を進める必要がある。

#### (5) 危険区域にある住宅の状況について

気象変動に起因する集中豪雨等で全国的に大規模な災害が発生している昨今、本市においても何時発生するか分からない災害等から市民の生命と財産を守る取組が非常に重要である。

危険箇所現地調査等による優先順位に基づいた危険箇所対策や、住民に対する急傾斜地崩壊対策事業やがけ地近接等危険住宅移転事業等の更なる周知啓発活動の推進、また、最近では、静岡県熱海市において、雨による盛土の崩落が起因と指摘されている土石流等も発生しており、このような災害を未然に防止するため、スクリーニング計画に基づく大規模盛土造成地調査等を進め、地域住民の安全を確保するための対策の検討も非常に重要である。

事業周知に関しては、がけ地近接等危険住宅移転事業については、過去5年間に除却1件・建設1件のみであり、また急傾斜地崩壊対策事業についても現時点で市民からの新たな要望は1件も来ていないという状況をみると、啓発活動の在り方を更に検討・研究する必要がある。

また、危険区域の住民は高齢者が多く、人口も減少する中で、急傾斜地崩壊対策事業等の要望を出しても戸数が足りず事業要件を満たせない、ま



た、高齢であるため住宅の移転に踏み切れないという方も多くなると推測される。このような住民に対する安全確保や避難対策等も関係機関と連携し対策を検討する必要がある。また、危険区域周辺の立木等の伐採・開墾等によっても山腹崩壊や地滑り等の発生の可能性が高いこともあり、関係機関との連携が重要である。

令和3年12月14日

都城市議会  
議長 江内谷 満義 様

産業経済委員会  
委員長 永田 照明

### 産業経済委員会報告書

令和2年第2回都城市議会定例会において、閉会中も継続して調査をするものとして申し出た事件について、その調査結果を会議規則第109条の規定により、下記のとおり報告します。

#### 記

##### 1 調査事項

- (1) 中小事業者支援振興対策について
- (2) 観光人口流入推進について
- (3) 儲かる農林畜産業について

##### 2 本市における現状及び課題等について

- (1) 中小事業者支援振興対策について
  - ア 商工会事務局体制強化について

地域経済を支えることは、その地域の維持・存続に直結しており、その中で商工会は大きな役割を担っている。令和2年に始まったコロナ禍においては、中小事業者への助成金に対するオンライン申請の補助など事業者にとってライフラインと言っても過言ではない役割を果たした。また、地域に根付く伝統的な祭事等においても、商工会および商工会事務局の担う役割が大きく、地域活動の存続そのものを支えている。

商工会の経営指導員による手厚い支援が、商工会会員数の維持に繋がっているが、商工会によっては、経営指導員が一名のみの組織もある。

しかし、商工会の職員数は「宮崎県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱」によって、地区内の小規模事業者数等に応じて設置基準が設けら

れており、各商工会の任意に増減することはできない。特に、事務局長に関しては、①地区内小規模事業者数 301 名以上、②前年度 12 月 31 日現在の組織率 60%の両条件を満たすことが要件であるため、事務局長未設置の商工会が全体の 3 分の 2 となっている。

令和 3 年 4 月より、山之口・山田両商工会には「地域振興コーディネーター」を設置することとなったが、山田商工会は現在も未設置の状況である。また、中郷及び庄内商工会については、未だ事務局長は不在であり、商工会組織の管理や行政とのパイプ役である事務局長の役割や地域活動との連携を図る地域コーディネーターの役割を経営指導員が一手に担っている。

#### イ 事業承継について

後継者不在による廃業は「回避できる廃業」であり、一つの事業者が廃業すると「まち」から一つの機能が失われ、一つの失われた機能は更に周辺へ影響を及ぼしていく。同時に事業者が培ってきた熟練の技術や伝統も消えて「まち」の様態を悪化させていく可能性が高くなるため、事業承継は多くの自治体の大きな課題となっている。

本市の小規模事業者においては、店舗兼住宅という事業所が非常に多く、事業承継の選択肢を持たないことから、承継に対し壁が高くなっている。そのため、確固たる決意を持って廃業する比率も高く、商工会等で廃業を把握した時点では、既に承継を勧めることが困難な状況が多い。

国・県の M&A や事業承継に対する支援は非常に手厚く、多くのパンフレット等を商工会を通じて、会員へ送付しているが、相談の実数は伸びていない。

なお、宮崎県事業引継ぎ支援センターにおける令和元年度の相談実績は市内 33 件（県全体 299 件）である。うち、譲渡希望は 14 件であり、半分以上の事業者が黒字の優良企業であり、経営者が廃業を考えてはいても、従業員のために承継を期待されているケースが多い。また、同年においては、譲受希望の相談は、16 件であった。

#### (2) 観光人口流入推進について

調査未着手

(現在のコロナウイルス感染症等の状況から、観光に関する調査・研究が難しいと判断したため)

### (3) 儲かる農林畜産業について

#### ア バークの資源活用について

本県は、30年連続でスギの生産量日本一を誇っており、すなわち、製材の段階で出る樹皮（バーク）の発生量も日本一であることを示す。バークの利用は、家畜の敷料（いずれ堆肥となる）や、コンテナ苗の培地、発電エネルギー材等、使途が限られている上、売値より運搬費の方が数倍かかる等の課題がある。多くのバークは産業廃棄物として処理されており、都城林産物流通センターにおいては年間約1,000万円の処理経費がかかっている。

#### イ 補助事業について

本市が大きく後れを取る再造林は喫緊の課題であるが、再造林面積が増加すると育林に係る下刈り作業が増加する。安定的に再造林を進めて行くために下刈り作業を円滑に進めることが、森林経営の上で大きな課題となっている。こうしたことから、下刈り作業を省力化していくために、山林の林道際に防草材としてバークを敷く用途も見いだされている。

都城森林組合においては、該当する補助事業がなかったため自己資金でバーク材を運搬および敷布するためにフォワーダ（集材作業車）を導入している。

その他、下草刈り作業員の賃金に対しては市の単独補助金があるが、作業負担が大きく就業に繋げるには厳しい現実がある。このため、都城森林組合は、下刈り作業を機械化し作業負担を軽減するために補助金でマルチヤーを導入している。

## 3 調査の経過

日 程	活 動	内 容
令和2年 3月15日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査の内容について
令和2年 11月12日	委員会 (商工政策課)	執行部より、中小事業者支援振興対策について説明
令和3年 1月28日	管内視察 (商工会議所)	中小事業者支援振興対策について

令和3年 1月28日	管内視察 (商工会)	中小事業者支援振興対策について
令和3年 2月16日	委員会 (委員間討議)	所管事務調査の内容について
令和3年 7月7日	管内視察 (森林組合)	儲かる農林畜産業について
令和3年 8月11日	委員会 (森林保全課)	執行部より、儲かる農林畜産業について 説明

#### 4 調査の内容

##### (1) 中小事業者支援振興対策について

##### ア 市から中小事業者に対する支援策について

##### (ア) 企業支援

人材確保、資金確保、事業存続の視点で下記の支援策に取り組んでいる。  
セミナーや研修会等は、参加者も多く、好意的な感想が寄せられた。

- a. 職場定着セミナー
- b. シニア世代活用セミナー
- c. 中小企業退職者等共済加入促進事業
- d. 若手社員研修
- e. 利子補給事業
- f. 融資保証制度
- g. 商工会議所・商工会等への助成事業
- h. 事業承継・M&A

##### (イ) 創業支援

地域の活性化や新たな雇用の創出等を目的に、創業支援を行っている。

- a. 創業塾
- b. チャレンジショップ

##### (ウ) 就職支援（雇用支援）

求人票の円滑なやり取りやニーズの把握、また、高校生の管内就職促進及び若者の早期離職防止等を目的に、それぞれのターゲットに合わせた事業に取り組んでいる。

- a. 就職説明会
- b. 産学官金交流会

- c. 地元企業ガイダンス
- d. 求人受理説明会
- e. 応募前ジュニアワークフェア
- f. 女性活躍促進事業

イ 商工会議所において把握している市内事業者の現況について

(ア) 本市における中小企業の現状について

倒産件数は、前年度比 7.28%減であり、コロナ対策の効果が表れているものと思われる。一方、休廃業件数が 14.65%増であり、高齢化の影響で承継がうまくいっていないものと分析している。現在、本市の中小企業の事業主は、70歳代が約 40%、80歳代が約 17%を占め、事業承継に対する周知が急がれている。

(イ) コロナ禍を受け

飲食業、ホテル観光業などの収入が悪化していることは周知のとおりであるが、その影響により、営業車が動かなくなったことで煽りを受けている事業者等も存在する。事業者に対しては、支出を減らし、給付金や補助金、融資等を利用して資金繰りを行うよう指導をしている。コロナ終息後には、大都市圏での商談会等によって支援を行う考えである。

ウ 市内 6 商工会の所管において把握している市内事業者の現況について

(ア) コロナ禍における都城市の経済状況について

各種給付金事業に対し、商工業者本人が申請する必要のあるものについて、商工会が申請書の記入や添付書類の確認等、直接的に支援を行ったり、商工会館において国の委託を受けたキャラバン隊を受入れて支援を行ったりした。

(イ) 小規模事業者持続化補助金について

小規模事業者が経営計画を策定して取り組む販路開拓等を支援するもので、商工会は、会員・非会員に関わらず、申請書の作成から採択後の実施、実績報告に至るまでの支援を行っている。

国の予算区分によって、年度内に数回の申請区分が設けられており、申請区分によって採択率の違いが顕著であり、採択・不採択の別により、経営計画の実施の可否が大きく左右されている。

(2) 観光人口流入推進について

調査未着手

(現在のコロナウイルス感染症等の状況から、観光に関する調査・研究が難しいと判断したため)

(3) 儲かる農林畜産業について

ア 杉バーク等の現状と活用策について

国・県及び本市の状況等について、都城森林組合より説明を受けた。

(ア) 県内のバーク発生量

本県の製材用素材は、推定 1,779 千 $m^3$ とされ、樹皮の割合から大まかに算出すると、およそ 129,333  $m^3$ とされる。これは、10t 車 300 台分と見込まれる。

(イ) バークの利用の現状と今後の展望

乾燥した落下バークの木質バイオマス発電、温水ボイラーでの使用を実現したい。落下バークは湿り気が多く、低コスト乾燥の実現と乾燥施設の整備が課題である。公営温泉等の温水ボイラーとして使用が可能となれば、カーボンニュートラルの実現にもつながる。

現在、既に利用されている粉砕バークの、低コスト乾燥と爪楊枝大の木片の除去が可能となれば、さらなる消費拡大も見込める。木片除去の機器の整備が待たれる。

イ 本市の現状について

本市の森林の現状について、執行部より説明を受けた。

(ア) 森林の面積

(イ) 素材生産量等の推移

(ウ) 本県・本市の民有林推計伐採状況

(エ) 林業就業者数の推移

## 5 産業経済委員会としての意見

(1) 中小事業者支援振興対策について

ア 商工会事務局体制強化事業費について

現在、商工会の人員配置は十分とは言えず、本事業によって地域振興コーディネーターが配置されることによる地域への影響・効果が期待される所であり、現在、コーディネーターの配置が予定されていない商工

会に対しても事務局強化等の施策が望まれている。

また、今後も引き続き商工会と連携を密に図り、本市の地域経済及び地域振興の支援が必要である。

#### イ 事業承継について

本市の事業所の大半が中小企業であり、中小企業、特に小規模事業者が生産性を向上させ、雇用を生み出していくことが、今後地域における重要な役割であると考えます。

また、事業そのものが地域インフラである場合、事業の維持存続を図ることで地域住民、市民の生活を守ることに繋がる。事業主が廃業を考える前に、事業主のみならず従業員や、取引先等に向けて、10年先を考えるような長いスパンで事業承継について意識する機会を設ける働きかけを行うことが必要である。

### (2) 観光人口流入推進について

#### 調査未着手

(現在のコロナウイルス感染症等の状況から、観光に関する調査・研究が難しいと判断したため)

### (3) 儲かる農林畜産業について

#### ア 杉バークの処理について

資源の有効活用や環境保全、林業関係者や森林所有者の負担軽減等の観点から、大量に産出される杉バークを活用した循環型社会を目指すために、今後、様々な情報収集を行い、調査・研究する必要がある。

#### イ 補助事業について

市と森林組合、森林所有者の間での連携強化が必要と思われる。再造林の遅れに対して市や森林組合の持つ危機感を、所有者も同様に実感できるよう丁寧な情報共有を求める。

また、国が提供する補助事業と、森林組合のニーズが合致しておらず、補助金を受けるに至っていないことに対し、市が主体となって補助事業を展開することで、下草刈り作業の人員確保や、新規就業者の確保に繋がると考える。それによって、再造林事業も促進されることに期待できる。



令和3年12月21日

都城市議会  
議長 江内谷 満義 様

広報広聴委員会  
委員長 森 りえ

### 広報広聴委員会報告書

令和2年第2回都城市議会定例会において、閉会中も継続して調査をするものとして申し出た事件について、その調査結果を会議規則第109条の規定により、下記の通り報告します。

### 記

#### 1 調査事項

- (1) 議会広報誌の編集及び発行に関する事項について
- (2) 議会報告会の実施に関する事項について
- (3) 意見交換の場に関する事項について

#### 2 本市議会における現状及び課題等について

- (1) 議会広報誌の編集及び発行に関する事項について

##### ア 現 状

- ・ 年4回発行（定例会後の翌々月15日前後）
- ・ 記事の構成については、その都度、委員会で協議
- ・ 校正のための委員会を3～5回開催

##### イ 課 題

- ・ 全体の構成や内容について委員会で協議を行っているが、掲載事項等の定めがないためその都度判断している状況である。  
方向性を持った議会だよりとするため、作成の際の要項を定める必要がある。

(2) 議会報告会の実施に関する事項について

ア 現 状

- ・ 年4回開催
- ・ 案内用チラシの公民館への配付
- ・ 案内用ポスターの市内高等学校・大学等への配付
- ・ 案内方法、開催方法、内容
  - 小中学校、高校へ案内文書とポスターを持参し、参加依頼
  - 南九大の新入生オリエンテーションでの参加呼びかけ
  - 街頭でのチラシの配布、スーパー等でのポスター掲示
  - ラジオ放送を利用した広報
  - 報告の時間を短く、意見交換の時間を長く
  - 一斉での意見交換ではなく、グループ別協議
  - 設定したテーマをもとに意見交換
  - 議員の自由な発言も可

イ 課 題

- ・ 実施においての要項が未整備であり、検討が必要である。

(3) 意見交換の場に関する事項について

ア 現 状

- ・ 相手側もしくは議会側双方からの申し出により開催している。

イ 課 題

- ・ 実施においての要項が未整備であり、検討が必要である。

### 3 調査・活動の経過及び内容

令和2年

日程	活動	内容
2月26日	委員会 (委員間討議)	1 今後のスケジュールの確認について 2 議会だよりについて 3 都城市議会基本条例運用基準の改定と各種要項案について 4 議会報告会及び意見交換会の意見整理表の取り扱いについて 5 今後の議会報告会について 6 今後の意見交換会について 7 その他
3月6日	委員会 (委員間討議)	1 閉会中の広報広聴委員会所管事務継続調査の申し出について 2 その他
3月23日	委員会 (委員間討議)	1 今後の議会報告会及び意見交換会について 2 その他
4月8日	委員会 (委員間討議)	1 議会だより No. 25 の校正について 2 基本条例運用基準の改正に伴う各種要項の整備について 3 その他
4月15日	委員会 (委員間討議)	1 議会だより No. 25 の校正について 2 基本条例運用基準の改正に伴う各種要項の整備について 3 その他
4月22日	委員会 (委員間討議)	1 基本条例運用基準の改正に伴う各種要項の整備について 2 その他
5月13日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だよりについて（臨時会の報告、6月定例会の対応等） 2 基本条例運用基準の改正に伴う各種要項の整備について 3 その他
6月2日	委員会 (委員間討議)	1 議会だよりについて 2 今年度の議会報告会について 3 その他
6月17日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No. 26 における文書質問の掲載方法について 2 今年度の議会報告会について 3 その他
7月2日	委員会 (委員間討議)	1 議会だより No. 26 について 2 今年度の議会報告会・意見交換の場の取り扱いについて 3 基本条例運用基準の改正に伴う各種要項の整備について 4 その他
7月9日	委員会 (委員間討議)	1 議会だより No. 26 について 2 今年度の議会報告会・意見交換の場の取り扱いについて 3 基本条例運用基準の改正に伴う各種要項の整備について 4 その他

7月16日	委員会 (委員間討議)	1 議会だより No.26 の校正について 2 基本条例運用基準の改正に伴う各種要項の整備について 3 その他
8月19日	委員会 (委員間討議)	1 選挙管理委員会主権者教育（出前授業）への出席について 2 基本条例運用基準の改正に伴う各種要項の整備について 3 その他
9月2日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だよりについて 2 その他
9月29日	委員会 (委員間討議)	1 選挙管理委員会主権者教育（出前授業）について 2 市議会だより No.27 について 3 その他
10月13日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No.27 の校正について 2 選挙管理委員会主権者教育（出前授業）について 3 その他
10月13日	選挙管理委員会 主権者教育	山之口小 5年生 9:35～10:20 筒井委員、森委員長 " 6年生 10:30～11:15 神脇委員、福島副委員長
10月19日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No.27 の校正について 2 選挙管理委員会主権者教育（出前授業）について 3 その他
10月20日	選挙管理委員会 主権者教育	有水中学校 全学年 13:55～14:45 赤塚委員、岩元委員
10月22日	選挙管理委員会 主権者教育	西岳中学校 全学年 11:25～12:15 広瀬委員、中村委員
10月23日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No.27 の校正について 2 選挙管理委員会主権者教育（出前授業）について 3 その他
10月26日	選挙管理委員会 主権者教育	沖水中学校 1年 9:40～10:30 広瀬委員、中村委員 2年 10:40～11:30 赤塚委員、岩元委員 3年 11:40～12:30 神脇委員、筒井委員
11月12日	委員会 (委員間討議)	1 基本条例運用基準の改正に伴う各種要項の整備について 2 その他
11月19日	委員会 (委員間討議)	1 基本条例運用基準の改正に伴う各種要項の整備について 2 その他
11月25日	選挙管理委員会 主権者教育	妻ヶ丘中学校 3年 9:40～10:25 森委員長、福島副委員長
11月27日	委員会 (委員間討議)	1 基本条例運用基準の改正に伴う各種要項の整備について 2 市議会だよりについて (No.28 の構成等) 3 その他
12月18日	委員会 (委員間討議)	1 基本条例運用基準の改正に伴う各種要項の整備について 2 意見交換会の開催について 3 その他

令和3年

日 程	活 動	内 容
1月6日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No. 28 の校正について 2 意見交換会の開催について 3 その他
1月15日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No. 28 の校正について 2 意見交換の場に関する要項について 3 その他
1月21日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No. 28 の校正について 2 意見交換の場に関する要項について 3 ホームページ及びSNSでの情報発信について 4 その他
2月17日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No. 29 について 2 令和3年度の議会報告会について 3 ホームページ及びSNSでの情報発信について 4 その他
2月19日	MRT ラジオ出演 (正副委員長)	1 令和3年3月定例会の案内 2 議会の広報広聴の取組の紹介（議会報告会、意見交換会、市議会だよりの発行など） 3 休会中の議会活動の紹介（各常任委員会の活動、議員立法審議会の開催など） 4 市議会ホームページ・フェイスブックの紹介
3月16日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No. 29 の構成等について 2 令和3年度の議会報告会について 3 ホームページ及びSNSでの情報発信について 4 その他
4月8日	南九大 新入生オリエン テーション参加	森委員長・中村委員出席 1 市議会の紹介 2 意見交換会の申し込み呼びかけ 3 議会報告会の参加呼びかけ
4月8日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No. 29 の校正について 2 令和3年度の議会報告会について 3 その他
4月15日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No. 29 の校正について 2 令和3年度の議会報告会について 3 その他
5月21日	委員会 (委員間討議)	1 議会報告会について 2 その他

5月28日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No. 30 について 2 令和3年度の議会報告会について 3 その他
6月16日	委員会 (委員間討議)	1 今年度の委員会行政視察旅費について 2 議会報告会の班編成について 3 市議会だより No. 30 の掲載記事について 4 その他
6月28日	委員へ文書配布	1 議会報告会の開催可否について
7月1日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No. 30 について 2 その他
7月9日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No. 30 について 2 その他
7月16日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No. 30 について 2 その他
8月3日	MRT ラジオ出演 (正副委員長)	1 令和3年9月定例会の案内 2 8月開催予定であった議会報告会の中止 3 意見交換会の紹介 4 市議会だよりの紹介
8月26日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No. 31 について 2 その他
10月4日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No. 31 について 2 その他
10月12日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No. 31 について 2 その他
10月20日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No. 31 について 2 その他
10月20日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No. 32 について 2 その他
11月18日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No. 32 について 2 その他
11月25日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No. 32 について
12月21日	委員会 (委員間討議)	1 市議会だより No. 32 について 2 その他

## 5 調査・活動の結果

### (1) 広報に関する事項

- ア 都城市議会「市議会だより」作成要項』の制定  
 ・【別紙1】のとおり

### イ 主権者教育への参加（選挙管理委員会主催）

#### 【参加の経緯】

令和2年7月初旬 選挙管理委員会より提案

⇒ 今年度実施予定の小中高校への主権者教育（出前授業）において、議員の講話の時間を設けたいとの提案。

令和2年7月9日 広報広聴委員会

⇒ 所管となる広報広聴委員会で参加の是非について協議。

若年層との意見交換に力を入れていくきっかけとして、今後のためにも参加すべきとの方向性を確認。

令和2年7月21日 選挙管理委員会より正式に出席依頼文書が届く

⇒ 市議会基本条例運用基準8（意見交換の場）の規定を準用（派遣議員は広報広聴委員会に諮って決定する）。

令和2年8月19日 広報広聴委員会

⇒ 協議の結果、広報広聴委員8名を2名1組に振り分けて下記のとおり派遣することを決定。

学校名	日程	時間	対象学年	派遣委員
山之口小学校	10月13日（火）	9:35～10:20	5年生	筒井、森
		10:30～11:15	6年生	神脇、福島
有水中学校	10月20日（火）	13:55～14:45	全学年	赤塚、岩元
西岳中学校	10月22日（木）	11:25～12:15	全学年	広瀬、中村
沖水中学校	10月26日（月）	9:40～10:30	1年	広瀬、中村
		10:40～11:30	2年	赤塚、岩元
		11:40～12:30	3年	神脇、筒井
妻ヶ丘中学校	11月25日（水）	9:40～10:25	3年	森、福島

ウ 市議会だよりの発行

- ・ 令和2年5月15日 No. 25発行
- ・ 令和2年8月12日 No. 26発行
- ・ 令和2年11月13日 No. 27発行
- ・ 令和3年2月15日 No. 28発行
- ・ 令和3年5月14日 No. 29発行
- ・ 令和3年8月10日 No. 30発行
- ・ 令和3年11月15日 No. 31発行
- ・ 令和3年2月15日 No. 32発行予定

エ ホームページの活用

オ テレビによる議会放送の実施

カ Facebookによる情報発信

キ YouTubeによる議会放送の実施

※ウ～キは議会事務局が担当。

(2) 広聴に関する事項

ア 『都城市議会「議会報告会」開催要項』の制定

- ・ 【別紙2】のとおり

イ 議会報告会の実施

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大のため令和2年度・令和3年度とも中止

ウ 『都城市議会「意見交換の場」に関する要項』の制定

- ・ 【別紙3】のとおり

エ 意見交換会の実施

- ・ 令和2年度・令和3年度とも申込団体なし



## 6 委員会としての意見

### (1) 議会広報誌の編集及び発行に関する事項について

議会広報誌（市議会だより）の編集及び発行については、これまでも市民にとって親しみのある、読みやすい誌面作成を心がけてきたところであるが、作成においての明確なルールがなく、その都度、委員会において構成等を協議しながら作成を行ってきた。その中で、令和2年3月18日の議会運営委員会において基本条例運用基準が改正され、「市議会だよりの掲載事項については、別途、広報広聴委員会が必要において定める」とされたことを受け、要項作成について本委員会で協議することとなった。

市議会の活動内容がしっかり伝わる議会広報誌となるべく、方向性の確認や項目の精査等、委員会の中で綿密な協議を重ねた結果、【別紙1】のとおり『都城市議会「市議会だより」作成要項』を制定することができた。

この要項が今後の市議会だより作成の指針となるが、「開かれた議会」を実現するため、今後も、議会から市民の皆さんへ、何を、どう伝えるべきかを常に念頭に置き、ニーズに応じた市議会だよりを作成していく必要がある。

### (2) 議会報告会の実施に関する事項について 及び

### (3) 意見交換の場に関する事項について

令和2年3月18日の議会運営委員会で基本条例運用基準が改正され、意見交換の場（議会報告会、意見交換会）に関する要項を広報広聴委員会で定めることとなった。充実した意見交換の場となるべく、委員会で協議を重ね、『都城市議会「議会報告会」開催要項』（別紙2）及び『都城市議会「意見交換の場」に関する要項』（別紙3）として整備できたことは成果であった。

しかし、要項の整備と平行して、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する状況となった。刻一刻と状況が変わり先行き不透明な現状の下、開催を検討したが、本県並びに本市においても感染者が広がる事態となり、令和2年度の議会報告会については苦渋の決断として中止することとなり、意見交換会についても申込み団体は無いところであった。

令和3年度に関しては、感染症対策をしっかりと講じた上で、以前と同様に4地区で開催することとして準備を進めていたが、開催日が迫る中で、感染拡大状況が悪化し地域のイベント等が中止となっている現状等を踏まえ、中止とした。意見交換会については、希望する団体があった場合は感染対策を徹底の上開催することとして、ラジオ及び市議会だよりにおいて参加の呼びかけを行ったが、残念ながら申込み団体は無いところであった。

議会報告会や意見交換会は、開かれた議会の実現のため、議会の役割を市民に伝え、そして、市民の貴重な意見を賜り政策の提言に反映する機会を得る重要な手段である。今回のような不測の事態の際に対応できるよう、「人が集まって行う会議」のみならず、これからは、SNSによるコミュニケーションや、オンライン会議システムを利用した「リモート会議」を視野に入れた手法、そして、その活用のための規約の設定等を検討する必要がある。

## 【別紙 1】

### 都城市議会「市議会だより」作成要項

令和2年12月18日  
広報広聴委員会作成

この要項は、都城市議会基本条例（平成25年条例第2号）第22条に規定する「広報広聴機能の充実」を図るために発行する広報誌（以下「市議会だより」という。）の編集に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 1 基本方針

市議会だよりを編集するにあたっては、前例にとらわれず、市民に分かりやすく、より見やすく、より平易な言葉で、より早く情報を提供できるような誌面作成を行うものとする。

#### 2 発行

発行は年度内に4回とし、原則、各定例会終了後の5月15日、8月15日、11月15日、2月15日に発行するものとする。

#### 3 編集作業

##### （1）ページの割り振り及び役割分担

原則として、定例会開催の1週間前までにページの割り振り及び編集の役割分担を決定するものとする。

##### （2）原稿の提出期限

ア 各議員の一般質問に関する原稿は、定例会最終日までに事務局に提出するものとする。

イ 表紙、裏表紙、市議会へのご意見、特集などの記事の担当となった広報広聴委員は、各常任委員会開催日までに、事務局に原稿を提出するものとする。

ウ 常任委員会の内容や表決結果、特色ある議案等の記事の担当となった広報広聴委員は、本会議終了後2日以内に、事務局に原稿を提出するものとする。

##### （3）原稿の提出方法

原稿の提出は別紙の原稿用紙又はデータで提出するものとする。

#### 4 校正作業

##### （1）校正の時期

ア 1回目の校正を議会終了後概ね1週間で行うものとする。

イ 2回目の校正を議会終了後概ね2週間で行うものとする。

ウ 3回目の校正を概ね発行2週間前に行うものとする。

##### （2）校正の方法

ア 一般質問の記事の校正については、各議員が責任をもって行う。ただし、簡易な訂正に

については、広報広聴委員会で行うものとする。

イ その他の記事については、広報広聴委員会で行い、1回目及び2回目の校正では、必要に応じ2つのグループに分かれ、担当を分担して校正し、持ち寄って全体で検討する。また、事前に原稿をメールで受け取り内容を確認しておくものとする。

ウ 原則として、3回日の校正は正副委員長で行うものとする。

(3) 校正グループの班構成

2つのグループに分かれて校正作業を行う場合の班構成は、次のとおりとする。

ア 正副委員長はそれぞれの班に分かれる。

イ 各委員会1名ずつそれぞれの班に所属する。

5 記事内容

(1) 必須掲載事項

次の事項については、必ず掲載するものとする。

ア 主な議案の議決結果

イ 各議員の賛否状況（賛否が分かれたもの）

ウ 委員会の審査・活動報告

エ 一般質問の内容

(2) 表紙

ア 写真

(例) 議会状況や傍聴者の状況の写真、本市をPRする行事の写真、新たな公共施設の完成写真、フォトコンテストの写真等（著作権等については十分留意すること）

イ 主な記事内容の目次

(ア) 特集記事

(イ) 一般質問

(ウ) 常任委員会報告

(エ) 各定例会の審議内容

(オ) その他広報広聴委員会において必要と認めた事項

ウ 発行時期に応じた「ぼんちくん」のイラスト

(3) 特集記事の例

ア 議会構成（議長、副議長、監査委員、各委員会構成（変更があった場合）等）

イ 前年度決算（9月定例会）

ウ 新年度予算（3月定例会）

エ 議会報告会

オ 委員会視察

カ 臨時会が開催された際は、直近の号に掲載する。

キ その他広報広聴委員会において必要と認めた事項

(例) 議会の役割、議会の活動内容の紹介、特色ある議案、政策提言、特別委員会の活動、研修や意見交換の場など議会活動等に関すること。

(4) 一般質問

原稿作成時の留意事項は次のとおりとする。

- ア タイトルは20文字以内とする。
- イ 掲載する質問は、原則として1つの大項目の内容とする。
- ウ 質問原稿の文字数については13文字×28行以内とする。
- エ 文章の末尾表現は基本的に常体（～だ。～である。）を使用する。
- オ 数字及び記号の表記については別表1のとおりとする。

(5) 常任委員会の審査状況

原稿作成時の留意事項は、次のとおりとする。

ア 掲載する審査項目は、本会議での委員長報告をもとに2項目を目安とし、優先度を次の順番とする。

- (ア) 質疑、自由討議及び討論がなされた項目
- (イ) 予算に関する項目
- (ウ) 条例又は単行議案に関する項目
- (エ) 市民にとってより身近な項目

イ 掲載する審査項目の見出しについて

- (ア) 記事の内容が分かりやすい見出しをつける。
- (イ) 文の終わりは体言止めとする。

(6) 各定例会の審議内容

原稿作成時の留意事項は、次のとおりとする。

- ア 議員提出議案及び委員会提出議案があった場合は議案の内容を掲載する。
- イ 必要に応じて、討論内容や質疑内容を掲載する。

(7) 市民から寄せられた意見

市民から寄せられた意見の内容及び掲載の基準については次のとおりとする。

ア 掲載するもの

- (ア) 議会に対する意見
- (イ) 市議会だよりに対する意見

イ 掲載しないもの

- (ア) 行政に対する意見
- (イ) 議員個人への意見・要望等

(ウ) 議会に関することでも事実関係が不透明なものと議長が判断したもの

(8) 裏表紙

裏表紙の掲載項目については、原則として次のとおりとする。

ア 編集後記

イ 議会傍聴のご案内

ウ はがき宛名

エ トピック・インフォメーション

(例) 永年勤続表彰者の紹介、訃報、選挙関連、議会報告会の案内等

オ 発行年月日

カ センターマーク (▼)

6 市民から寄せられた意見の処置

(1) 市民の意見が掲載されたはがきの保管及び閲覧

ア はがきの原本は事務局でファイリングして保管する。

イ 原本をコピーし、議員閲覧用とする。ただし、個人名の記載があった場合は黒塗りとする。

(2) 市民から寄せられた意見の整理及び報告

ア 議長は、市民から寄せられた意見を、広報広聴委員会で協議するものとし、しないものに振り分ける。

イ 広報広聴委員長は毎年、12月定例会最終日までに、議長が広報広聴委員会で協議するものとして振り分けた意見のうち、市政への提言につながるものとして特に必要と認められるものを整理して一覧表にし、議長に報告する。

ウ 議長に報告した一覧表は、全議員に配布するとともに、市議会ホームページに掲載するものとする。

エ 整理された意見のうち、各常任委員会が重要と認めることについては、所管事務調査において調査・研究を行い、政策提言につなげることができる。

7 これまでの検討事項

新旧引き継ぎ時に説明を要することから、今までの経緯や理由及び申し合わせ事項等を記録するものとする。

8 市議会だよりの見直し

市議会だよりの内容については、広報広聴委員会において、適宜見直すものとする。

9 要項の見直し

この要項は、広報広聴委員会において、適宜見直すものとする。

(別表1)

	1桁	2桁	3桁	4桁以上	小数(5.5)	記号
縦 書 き の 例	1 5	55	5	55 5	5 55	%
	千 万	万	5	万 千	・ ・	Km
			5	5 5	5 5	m
			万	千 5		
				5 5		

横書きの数字の場合、億千万単位の場合は、(カンマ)を省く。(例) 1億6000万

※表記以外の記号等は、この表に準ずるものとする。



## 【別紙 2】

### 都城市議会「議会報告会」開催要項

令和2年12月18日  
広報広聴委員会決定

この要項は、都城市議会基本条例（平成25年条例第2号）第9条に規定する議会報告会（以下「報告会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 1 基本方針

報告会を開催するにあたっては、市民への報告の場（議会報告）を広報活動と位置づけ、議会活動の分かりやすい報告に努めるとともに、市民との意見交換の場（意見交換会）を広聴活動と位置づけ、広く市民の意見を聴取するよう努めるものとする。

#### 2 開催時期等

- (1) 報告会は原則年4回開催する。また、別途開催できるものとし、開催の可否については広報広聴委員会で協議した上で、議長が決定する。
- (2) 報告会の日程及び会場については広報広聴委員会において決定する。

#### 3 報告内容

報告内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 議会の活動状況
- (2) 議案の審議状況
- (3) その他必要と思われる事項

#### 4 役割分担

報告会には次の役割を置くものとする。

なお、質疑応答は全員で行うものとする。

- (1) 班長  
報告会全般の統括、開催までの打合せ、開催地区自公連会長等との調整、報告書の作成等
- (2) 司会進行  
報告会の司会進行等
- (3) 報告者  
「3 報告内容」に掲げる事項の報告等
- (4) 記録者  
報告会で出された意見の要点記録、写真撮影、参加者アンケートのまとめ等

#### 5 班編成及び構成

- (1) 班は、議長、副議長を除く議員で構成し、原則として8人の班を4班編成し、年4回の報告

- 会に振り分ける。ただし、別途開催する報告会の班編成については、別途編成する。
- (2) 班の構成は、常任委員会、会派等を勘案し、広報広聴委員会で協議し決定する。
  - (3) 各班それぞれ班長、司会進行、報告者、記録者を互選によって決定する。

## 6 報告会の内容

- (1) 報告会は1時間30分程度とし、次第及びその担当は概ね次のとおりとする。
  - ア 開会あいさつ（議長または副議長）
  - イ 議会報告（報告者）
  - ウ 質疑応答（出席議員）
  - エ 意見交換会
  - オ 閉会あいさつ（班長）
- (2) 報告会内で行う意見交換会の開催形式については、都城市議会「意見交換の場」に関する要項3（6）の規定を準用する。

## 7 資料

報告会での配布資料は時期を同じくして開催する際は共通資料とし、広報広聴委員会が作成する。その他、必要がある場合には各班において適宜準備する。

## 8 準備品

報告会で使用する準備品については次のとおりとする。

- (1) 「議会報告会」横断幕
- (2) 各種掲示物（会場案内、出席者表示、名札等）
- (3) 会次第・レジュメ
- (4) 配布資料（市議会だより等）
- (5) アンケート用紙
- (6) 筆記用具
- (7) 記録用カメラ
- (8) ボイスレコーダー
- (9) 報告原稿
- (10) 記録用紙
- (11) その他広報広聴委員会又は各班で必要と認めたもの

## 9 開催の周知

報告会の開催に関する市民への周知は、必要に応じて次に掲げる方法によって行う。

- (1) 市議会だよりへの掲載
- (2) 市議会ホームページへの掲載
- (3) 市議会フェイスブックへの掲載
- (4) 市民への文書回覧
- (5) 当局が発行する媒体（広報都城、暮らしの情報等）への掲載
- (6) 公共施設や民間施設でのチラシの配布（設置、手配り等）



- (7) 教育機関への案内文書、ポスターの送達
- (8) マスメディアの活用
- (9) その他広報広聴委員会又は各班において必要と認めた方法

#### 10 報告会終了後の処置

- (1) 各班は、報告会終了後1週間以内に、議会報告会実施報告書（様式第1号。以下「報告書」という。）を作成し、広報広聴委員長に提出するものとし、広報広聴委員長は、各班から提出された報告書を取りまとめて、受領後1ヵ月以内に議長に提出するものとする。
- (2) 広報広聴委員長は毎年、全ての報告会終了後に、各班から提出された報告書に記載された意見・提言等を整理し、議長に報告する。
- (3) 広報広聴委員長は2年に1度、任期終了前に、報告会の反省点、改善点について取りまとめ、議長に報告する。
- (4) 議長に報告した報告書等は、全議員に配布するとともに、市議会ホームページに掲載するものとする。
- (5) 整理された意見・提言等のうち、各常任委員会が重要と認めることについては、所管事務調査において調査・研究を行い、政策提言につなげることができる。

#### 11 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、広報広聴委員会において協議するものとする。

#### 12 要項の見直し

この要項は、広報広聴委員会において、適宜見直すものとする。

(様式第1号)

### 議会報告会実施報告書

都城市議会議長 へ

令和 年 月 日

都城市議会「議会報告会」開催要項10(1)の規定により報告します。

開催日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分			
開催場所				
出席議員				
役割分担	班 長		報告者	
	司会進行		記録者	
参加人数	名			
経過記録	開 会 ( 時 分 )			
	議会報告 ( 時 分 ~ 時 分 )			
	質 疑 ( 時 分 ~ 時 分 )			
	意見交換 ( 時 分 ~ 時 分 )			
	閉 会 ( 時 分 )			
議会報告の概要 (主な質問・意見・要望等 及び答弁)				
意見交換の概要 (主な質問・意見・要望等 及び答弁)				
その他 (今後の課題・感想等)				

## 【別紙 3】

### 都城市議会「意見交換の場」に関する要項

令和2年12月18日  
広報広聴委員会決定

この要項は、都城市議会基本条例（平成25年条例第2号。以下「条例」という。）第8条第5項に規定する市民との意見交換の場（以下「意見交換の場」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 1 基本方針

意見交換の場を、広く市民の意見等を聴取するための広聴活動と位置づけ、市民の意向を把握し、議会及び議員の政策立案能力の強化と政策提案の拡大を図り、議会活動に反映させるため、多様かつ積極的に設けるものとする。

#### 2 意見交換の場の種類

##### （1）意見交換会

意見交換の場として、意見交換会を行うことができる。

##### （2）その他の意見交換の場

その他の意見交換の場を設ける場合は、広報広聴委員会で協議し、議長が決定する。

#### 3 意見交換会の開催

##### （1）市民からの開催の申込等

ア 意見交換会の開催を申し込むことができるのは、次に掲げるものとする。

（ア）市内に所在する5名以上の市民等（市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。）により構成される団体で、意見交換会に5名以上で参加できるもの。ただし、次に掲げる団体を除く。

- a 暴力団及び暴力団員が役員となっている団体
- b 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
- c 宗教団体
- d その他議長が適当でないと認める団体

（イ）都城市議会議員のうち、（ア）に掲げる団体との意見交換を望むもの。

イ 開催を申し込もうとする団体または議員（以下「申込団体等」という）は、意見交換会開催申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、参加予定者名簿を添付した上で、議長に提出しなければならない。

##### （2）開催日時及び場所

意見交換会の開催日時及び場所は、広報広聴委員会において申込団体等と協議し、議長が決定する。

(3) 開催時間

1回あたりの開催時間は1時間30分以内とする。

(4) 出席議員

意見交換会に出席する議員（以下「出席議員」という。）は、意見交換会の規模、内容等を考慮し、次に掲げる議員の中から、広報広聴委員会に諮って議長が決定する。

ア 意見交換会開催申込書に記載されたテーマに関係する常任委員会、特別委員会、議会運営委員会に所属する議員

イ 広報広聴委員会に所属する議員

ウ 議長が必要と認める議員

(5) 役割分担

意見交換会を開催するに当たっては、次の役割を置くものとし、役割分担は、出席議員の中から広報広聴委員会が決定する。

ア 全体統括者

イ 全体司会者

ウ 全体記録者

(6) 開催形式

意見交換会の開催形式については、次の形式例のいずれかを用いるものとする。ただし、その他効果的な形式がある場合は、その形式を採用することを妨げない。

なお、質疑については各議員の責任において答弁するものとする。

ア 全体会形式

(ア) 司会者は、全ての参加者が意見を述べられるよう配慮する。

(イ) 記録者は、全体会で出された意見を要点記録する。

イ グループ形式

(ア) 参加者を複数のグループに分ける。

(イ) 設定したテーマに沿って、グループ内で意見を出し合う。

(ウ) 各グループに進行役（ファシリテーター）、記録者及び発表者を置く。

(エ) グループ内で意見を出し合う際は、次のことに留意する。

a 進行役は、参加者からテーマに沿った意見が出るよう配慮しながら進行する。

b 記録者は、グループで出された意見を要点記録し、全体記録者に提出する。

c 発表者は、グループで出された意見をまとめ発表する。

(7) 資料

意見交換会で配布する資料は、広報広聴委員会又は申込団体等が準備し、事前に議長へ届け出るものとする。

(8) 意見交換会終了後の処置

ア 全体記録者は、意見交換会終了後1週間以内に、意見交換会実施報告書（様式第2号、以下「報告書」という。）を作成し、広報広聴委員長に提出するものとし、広報広聴委員長は、提出された報告書の内容を確認の上、受領後1週間以内に議長に提出するものとする。

イ 広報広聴委員長は毎年、全ての意見交換会終了後に、提出された報告書に記載された意見・提言等を整理し、議長に報告する。

ウ 広報広聴委員長は2年に1度、任期終了前に、意見交換会の反省点、改善点について取りまとめ、議長に報告する。

エ 議長に報告した報告書等は、全議員に配布するとともに、市議会ホームページに掲載するものとする。

オ 整理された意見・提言等のうち、各常任委員会が重要と認めることについては、所管事務調査において調査・研究を行い、政策提言につなげることができる。

(9) 広報広聴委員会の役割

意見交換会を開催するにあたっての広報広聴委員会の役割は次のとおりとする。

ア 申込団体等との当日の運営等に関する打ち合わせ

イ 出席議員の決定に係る協議

ウ 意見交換会を運営するにあたっての役割分担の決定

エ 必要に応じた参加者のグループ編成

オ 意見交換会終了後の処置

カ その他意見交換会の運営に必要な事項の協議

(10) 公平性の確保

同一の団体との意見交換会は、公平性の確保のため、前回の開催から原則として1年以内は開催しないこととする。

4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、広報広聴委員会において協議するものとする。

5 要項の見直し

この要項は、広報広聴委員会において、適宜見直すものとする。

(様式第1号)

### 意見交換会開催申込書

都城市議会議長 あて

申込者 団体等の名称 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり意見交換会の開催を申し込みます。

#### 記

意見交換会の テーマ及び 具体的な内容	テーマ：	
	(具体的な内容を書いてください)	
希望日時	第1希望	令和 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
	第2希望	令和 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
	第3希望	令和 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
参加予定 人 数		
会 場 (希望の場所)	(意見交換会を開催する希望の場所を記入してください)	
備 考		

(様式第2号)

## 意見交換会実施報告書

都城市議会議長 あて

令和 年 月 日

都城市議会「意見交換の場」に関する要項3(8)①の規定により、次のとおり報告します。

開催日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分					
開催場所						
出席議員						
役割分担	全体 統括者		全体 司会者		全体 記録者	
参加人数	名					
団体名						
テーマ						
意見交換の概要 (主な意見・質問・要望等 及び答弁)						
その他 (今後の課題・感想等)						